

京都市廃棄物減量等推進審議会 第6回京都市事業系ごみ減量対策検討部会
摘 録

【日 時】平成20年3月24（月） 午後4時～午後5時55分

【場 所】ホテル京阪・京都 2F「桜の間」

【出席委員】高月部会長，浅井委員，伊藤委員，奥原委員，郡嶋委員，
小坂委員，近藤委員，酒井委員，佐伯委員，松本委員，宮川委員

I 開会

委員の交代

新川委員に代わり，京都環境事業協同組合事務長の近藤恵三様が委員に就任。

高月部会長あいさつ

年度末ぎりぎりの開催となりました。私の都合で時間・会場が変則的となり，申し訳ございません。本日は委員の交代もありますが，これまでと同様，活発な議論を賜りたいと存じます。

事務局より

「中間まとめ」について3月10日付で広報発表した。一部の新聞で，市が方針を決定したかのように報道された。方針は現在審議中であり，誤りであると抗議した。

高月部会長

この件は，事務局のほうで慎重に扱っていただきたい。

II 議事

1 前回部会の意見要約，第5回検討部会補足資料（資料6）の説明

事務局より，「前回部会の意見要約」および資料5・6に基づき説明

（高月部会長）

p18の「定価表」について。組合では，全業者がこの価格表で契約されているということか？

(近藤委員)

これはあくまで基準である。排出事業者によって、ごみ質や収集環境が違うため、「定価表」に個々の事情を加味して料金を決定しているのが実態である。

(高月部会長)

前回の宿題だったことについて、事務局へ質問等は？ p16, 図6-1「事業系ごみの流れ(推計)」が掲載されている。そのうちの②, 「古紙, びん, 缶, ペットボトル等」, つまり資源ごみとして流れているものは全体の24%を占めると理解すればいいのか。

(事務局)

その通りである。今年度実施した種々の調査から推定した。

(郡嶋委員)

p17, 車両台数が「0台」というのは、どのような形態の業者なのか？

(事務局)

これは資源ごみの回収車のことを言っている。許可業者はクリーンセンターに搬入できる車両を最低1台は保有している。この表は、84の許可業者にアンケート調査を行い、一般廃棄物用の車両以外に、資源ごみ専用の車両を何台保有しているかを回答していただいた結果である。14業者は1台も資源ごみ専用の車両を保有していないという結果となった。

(近藤委員)

70業者は資源ごみ専用の車両を保有している。14業者は0台と回答しているが、産業廃棄物用の車両を保有しているなど一概に全くないということではないと理解していただきたい。

(高月部会長)

事業所からの資源物の収集については、本来は産業廃棄物の許可が要るということになるのか？

(近藤委員)

缶, びん, 段ボール等は「もっぱら物」に該当するため不要である。プラスチックなどについては必要となる。現状は、「もっぱら物」の回収のみ行っ

ている。

(高月部会長)

許可業者も資源物回収に努力されていることがわかる。

(酒井委員)

p18,「定価表」について。前回の議論の中で出た意見であるが、ごみと資源物を分けた料金設定をしている業者はあるのか？ あるけれども組合としては把握していないため、ここでは一般廃棄物の料金表のみ掲載していると理解してよいのか？

(小坂委員)

これはあくまでごみ（一般廃棄物）の価格表である。

(高月部会長)

缶・びん・ペットボトルなど資源ごみの価格表は別途あるのか？

(小坂委員)

設定している業者もある。しかし、組合としては、資源ごみの価格表は設定していない。

2 事業系ごみの現状と課題

事務局より、資料1に基づき説明

(高月部会長)

イオンでは、テナントとしての入居条件としてごみ量をきちんと計量することをあげている。自動的に計量される仕組みもある。こういう取り組みがビルオーナーに広がると効果が出るだろう。

(宮川委員)

このような取り組みは弊社も某店舗で実施している。それまで月極め契約でずっとやってきたが、この店舗のごみ量は日に1 tとして契約していた。ごみ袋1つ当たり8kgとして120袋になる。ところが実態はそれほど出ていない。そこで許可業者に料金を下げるようお願いした。許可業者は「1 t

出ている」と言う。そこで計量機を導入した。その結果、2月のごみ量は、営業日が少ない影響も多少あるが、通常の月より13t少なくなった。ごみの袋数をカウントして値下げを打診した時に、許可業者が聞き入れてくれたら計量機は購入しなかったが、「契約通りの量が出ている」というので購入した。現在、5店舗に計量機を導入している。

イトーヨーカ堂の場合、テナントが出したごみに対して課金制を取っている。ただ、イトーヨーカ堂としてのごみ量はわからないらしい。テナントへの課金のための計量を行っているそうだ。

(高月部会長)

参考になる情報提供をしていただいたと思う。

(松本委員)

p3の3つ目、「商店街、オフィス街等の地域単位で共同回収等の新システム構築の検討」と掲載されている。これは保管場所などの問題がかなり出てくると思われる。p4の7つ目「資源化」について。3と7の両方に関わってくることであるが、少量排出の缶・びん・ペットボトルの回収については、市の指定ごみ袋を利用して家庭ごみと一緒に出すという仕組みを構築していただければ、飛躍的に分別収集が進展すると感じる。保管場所の問題も合わせて、ご検討いただきたい。

(高月部会長)

松本委員が発言された家庭ごみと一緒に出すという仕組みも一つの方法とは思っているので検討していきたい。

3 排出事業者のごみ減量に向けたインセンティブ・他都市の動向について

事務局より、資料2・3に基づき説明

(高月部会長)

色々なごみ減量方法があることはわかったが、何が効果的であるのかについては議論があるところだ。有料指定袋制や、缶・びん・ペットボトルについては有料で市の施設で受け入れているケースもある。

(酒井委員)

他都市の整理は相当進んだと思う。かなり具体的な要因が見え始めた。p

8の「表3-2 ごみ減量の効果が現れている都市の施策」では、「有料指定袋制」「市の関与による資源化施設」「古紙等の搬入制限」という3つに整理している。時系列でのごみ量変化を見ると、この3つの施策を同じように整理していいのかわかると、少し疑問を感じる。もう少し丁寧な整理が必要。「有料指定袋制」は、初年度は大きな減量効果がある施策と見てよいが、「市の関与による資源化施設」については時系列のどの時点で導入されたのかがよくわからないこともあり、効果がはっきりと見えない。グラフ上で、施設設置年度を示していただきたい、どの程度効果があったのか見えるようにしていただきたい。

グラフを見ると横浜市・広島市が低減トレンドに入っている。この辺の都市の施策と効果を丁寧に整理して欲しい。重要なことは、事業系ごみが減少したのは、どういう要因によるものかという分析をすることである。減量分が一体どこへ行ったのか？ それを踏まえて社会施策全体としての意義を整理していく必要がある。この観点が本日は抜け落ちている。ごみ量が増えたか減ったかだけに議論が終始してはならない。

(高月部会長)

重要なご指摘である。市の施設に入る量が減っても、その分がどこへどう流れていったのか？ 難しい課題ではあるが、チャレンジして欲しい。名古屋市では、焼却するごみ量は減ったが資源ごみが大幅に増え、総量としては変わっていない。全国的にもそういう傾向である。単に市の施設へ入る量が減ったらいいという考えでは、市民グループが懸念を表明している「大量リサイクル社会」になってしまうだろう。発生抑制、再使用を拡大し、ごみ減量につながる施策体系を考えていかななくてはならない。

(小坂委員)

他都市の指定袋制について。分別されたものはクリーンセンターに搬入できないのであれば、袋そのものがごみになる。発生抑制の観点からいって疑問である。排出する側の意識を高めれば、もっと分別が進むだろう。資源物が混入しているごみはクリーンセンターへの搬入を禁止すると行政が決めれば、あえて指定袋を導入する必要はない。

(松本委員)

p5の「行動支援的側面」に書かれていることについて。段ボールは大きいため、ごみ袋に入らない。段ボールだけは自然と分別できると思われる。保管場所・許容量が問題。どの程度、段ボールを貯めたら収集してくれるの

か、収集業者との協議が必要になってくる。ただ、段ボールは火災の危険があるため、それを考慮した上で保管場所を決めないといけない。また、交通問題も考慮が必要。その2点についてクリアできれば指定袋は不要。

(小坂委員)

火災の問題はかなり出てくると思われる。昼間はどうしても入れない場所がかなりあり、そうしたところは夜間収集にならざるを得ない。

(郡嶋委員)

p 5、経済的側面のインセンティブについて、もう少し整理しなおす必要がある。処理料金の面でインセンティブを与えるやり方は、有料化をするか、デポジット制をするかが一般的であるが、もう少し細かく丁寧に見て欲しい。例えば、ごみ量の測り方はウエイトベースにするのかどうか。重量を測るのが無理ならごみ袋数をカウントするやり方になる。韓国では予置金制度をとっている。日本では、出雲市が家庭ごみで実施している。これは各家庭に1年分として決まった袋数を配り、余ったら市に返却する、足りなければ高い価格で袋を購入するというやり方。高い価格を払わなくて済むように、ごみを減らそうとする。袋にぎゅう詰めにするのではないかという懸念もあるが、破れた袋は収集しないことにすれば、無理な詰め方はしない。

このようにインセンティブの方法は資料に掲載している以外の形もあり、もう少し幅広く検討するようにしたほうがいい。その上で、課税や補助金を組み合わせたハイブリッド施策を講じ、ごみ減量へ誘導していくのが効果的かと思われる。

(松本委員)

p12によると、京都市では許可業者の資源ごみ用の回収車両を1台も許可していないのか？それならば、排出事業者が分別排出しても収集業者が一括して持っていくことになるのではないか。当商店街では収集業者と提携しており、後から資源物を一括して取りにくる。資源ごみ回収車両を京都市が許可すれば、かなり分別排出・収集が進むのではないか？

(小坂委員)

その資源物とは、おそらく段ボールや古紙など、業者が有価で引き取るものに限定されているのではないか？ 缶・びん・ペットボトルについては、缶は有価引取になるが、びんはならない。許可業者の分別用車両はない訳ではない。排出事業者の方にお問い合わせしたいのは、一般廃棄物収集車両が行った後、

資源ごみ用の車両を別に走らせるのは経費がかかることを認識し、両者をきちんと分けた契約をしていただくことである。

(松本委員)

無料で引き取る業者もある。アルミ缶などは出したらすぐなくなる。

(小坂委員)

それは古紙などの有価物であり、その売却益で収集費用をまかなえるからである。

(高月部会長)

松本委員の発言にあった京都市内の資源ごみ用の車両の台数の件については、p17にも掲載されているように、資源ごみ用の車両を持っている業者のほうが多い。

(小坂委員)

14業者のみが0台と回答している。ただ、この中には、産業廃棄物用の資源物車両を有している場合があると見られる。

(酒井委員)

資源物の分別排出はどのような料金体系になり、また、収集された資源化物はどうなるのかを許可業者の収集料金表等で明示的に示さないと、やはりどのようにやっていいのかが排出事業者にはわからないだろう。p13・14の資料によると、市によっては焼却施設へ搬入されるごみと資源化施設へ搬入されるごみとでは、手数料が違う。しかし京都市はそれが見えない。

(浅井委員)

今の酒井委員のご意見について。行政がどこまでごみ処理に関与するのかの違いがあると感じる。また、京都市の事業系ごみに関するマニュアルの中で、ごみを出さない経営の事例を取り上げたらどうか。ごみを出すことはコストアップになり、出る手前で抑制することが大事。何度も申し上げるが、ごみ問題が地球温暖化の問題とつながっている観点をさせないか？私は地球温暖化対策に関する京都市の部会にも参加しているが、バラバラにやっている感じがあり、リンクしていない。

(事務局)

ごみを出さない経営を取り入れたマニュアルについては行政が作るのは非常に難しいと感じるが、今年度予算でごみ減量マニュアルを作成する予定であり、業種別の事例を盛り込んでいきたい。

資源化ルートを探す等、行政としての関与はほとんどできていないのが現状である。ただし、古紙・缶・びん・ペットボトルについては市が産業廃棄物の収集や処理の許可をするといった関与はしている。古紙は、もっぱら物ということで、許可も要らないため、行政としてほとんど関わりを持っていない。ごみ減量推進会議などの場では、参加しておられる関係者の方々とのつながりは持っている。その中から秘密書類リサイクル等の取り組みを実施している。こうした関わりはある。

(事務局)

古紙回収業者との定期的な会合はないが、コミュニティー回収制度の中で協議をする場はある。回収業者の紹介は可能である。

(高月部会長)

奥原委員，商工会議所として何かご意見は？

(奥原委員)

p10・11 について質問。都市によって事業系ごみ量がこれほど違うのはなぜか？ 事業者としては、いかにごみを出さないかをもっと研究し、必要性を含めて啓発していくことが重要と感じた。前回部会の意見要約の資料の(35)、小規模事業者について、家庭ごみと事業系ごみの線をどこで引くのが難しい。(36)のご意見に同感する。実態に即して、事業系ごみを定義することが大事なのではないか？ 事業者に対して分別排出・収集の目的・効果を示し、インセンティブも働けば進むと思われるが、収集後の処理システムが体系づけられるのかがよく見えない。

(高月部会長)

都市による事業系ごみ量の違いについて。都市によって事業系ごみ受け入れ体制がかなり違うことが大きな要因と考えられる。事務局から何か補足説明は？

(事務局)

都市によってデータの取り方が違うことも要因である。京都市では許可業者収集と持ち込みごみを合わせて、事業系ごみとしている。許可業者収集の

みを事業系ごみと扱っている市や、持ち込みごみ受入制度そのものがない市もある。小規模事業者については行政が収集し市収集ごみとして計上しているケースもある。

事業系ごみと家庭ごみの線引きについて。ごみの中身はほとんど同じであるが、廃棄物処理法上の処理責任が異なる。家庭ごみは市町村に、事業所から排出されるごみは排出事業者処理責任がある。ただ、一般廃棄物については市町村にも処理責任があるため市のクリーンセンターで受け入れている。

(浅井委員)

p10・11の図は、政令指定都市のクリーンセンターが受け入れているごみについてのみ、示されていると理解すればいいのか？ ならば、民間施設に流れている量が多ければ全体の発生量はもっと多くなり、このグラフだけではごみ量の多い・少ない、を判断することはできない。

我々工業会では大企業が多く、すでに分別は実施している事業所が多い。ただ、分別したものを混ぜて持っていかれる、もう少しきちんとして欲しいという意見が出ている。分別排出の体制は整っているので、回収システムを構築していただければもっと協力できる。

(高月部会長)

伊藤委員、ご意見は？

(伊藤委員)

この資料は当てにならない。京都市は零細業者が96%を占めている。他の政令都市とは事情が異なる。10人以下の事業者が多い、事業系ごみ収集は許可業者が全て引き受けている、人口密度の違いなどが京都市の特徴。こうした特徴を踏まえて、行政が分別収集の方針をきちんと定めることが重要。例えば、生ごみはリサイクルするので分別せよ、資源物は分別排出・収集を徹底せよ、等。現状は、分別排出しても収集業者は混合して持っていかれる。行政の方針がはっきりしていないからだ。

分別が進むとごみ量は減り、許可業者の経営に影響する。ただ、ずっと京都市の汚れをきれいにしてくれた経緯があり、許可業者の経営が成り立つことも含めて進めていかななくてはならない。行政が分別回収料金について許可業者にも、排出事業者業者にもきちんと指導するべき。例えば、資源物によって料金は違うのか、分別によって一般ごみが減量すれば料金を安くするのか等。

さらに将来的にはごみ収集・処理を全て民間委託で行うのか？ 長期的な

展望をもった方針がない。場当たりのに変えられると困る。

(高月部会長)

ご意見の通り、きめ細かく方針を決めていくことについて、この部会でもやっていきたい。民・民のルートでごみ量が減っていくことは素晴らしいが、それが破綻した時にどうするのかを含めて、議論していく必要がある。

(松本委員)

ビールびんは返すとお金が返ってくる。アルミ缶等を出したら、分別した手数料として排出事業者に戻すようなことはできないか？

(小坂委員)

大企業などでまとまった量が出てくるのであればあり得る話であるが、中小零細事業者は1軒当たり出る量は知れており、難しいと感じる。

(松本委員)

今のは例え話である。何かメリットがあれば分別が徹底されるということを書いたかった。

(酒井委員)

「中間まとめ」に立ち戻って考えるべきではないかと感じている。伊藤委員のご発言は、分別ポリシーを確立し将来にわたって耐えられるものにせよ、それがあればそのポリシーに沿って協力していくということであった。非常に重要な観点である。資源分別が報われる形になっているのか？ それが見えない。単にインセンティブの話ではない。分別ポリシーを確立し、その大きなビジョンの中で今のシステムで対応できるのかできないのかを、一番示さないといけない。

もう一つ重要なのは共同回収の場所がないこと。家庭ごみでは、拠点回収、コミュニティ回収を進めていく動きになっている。そちらとリンクしながら事業系からの資源物保管場所問題を解決していく必要がある。その際、市としてどう関与するのか？

資料に掲載されている課題やインセンティブの事例は総花的であり、戦略的に作り直す必要がある。

(高月部会長)

本日は幅広くご意見を収集し、その後、集約していきたいと考えている。

佐伯委員，ご意見は？

（佐伯委員）

家庭では，主婦は毎日分別している。生ごみも水切りを徹底している。地域の女性会で古紙集団回収を行い，売却益を地域の皆さんに配る指定袋に充てる取り組みもしている。この場での議論を聞いていると，自分たちのしていることは何なのかという気がしてくる。事業主も家庭では家庭ごみを出していることを念頭において欲しい。

（高月部会長）

家庭系ごみと事業系ごみについて，並行して取り組みを進めていくことが重要というご意見とを感じる。

本日，いくつか宿題をいただいた。明確な方向性を示すようにというご意見もあり，精査の上で次回，ある程度絞り込んだ形で議論できるようにしたい。そして部会としての意見をまとめていきたい。その際，再整理して提示して欲しいという内容について他にあれば伺いたい。

（近藤委員）

宮川委員が発言された，ごみ量が減ったにも関わらず許可業者が料金を変更しないという内容について。我々組合としては，ごみ量が減った場合はそれに見合った料金設定をするように日ごろから組合員に呼びかけている。もともとの契約内容や単価設定について，許可業者ともっと話をさせていただきたい。ごみ量が減ってもこの業界は料金を下げないのかという捉え方をされるのは，組合としては困ったことと考える。

資源ごみを分別して出したらすぐになくなるというご指摘について。プラスチック類はほとんどが中国に輸出されるようになったこと等が背景にある。こうした傾向が今後もずっと続くのであれば採算が取れる。ただし，価格が下った時，分別収集を安定させるために京都市がどのように手当てしてくれるのか？ 過去，段ボールの価格が下がり，全てごみになっていた時があった。古紙回収業者が回収していたのが止まったとたん，許可業者が持っていくよう言われる。そうなれば非常に困る。他都市では行政が資源物を回収している例もあるが，それと同様にされるのか？ 今は民・民で全て流すように言われているが，それができなくなった時，行政としてどうするのかを真剣に考えて欲しい。

（伊藤委員）

何度も指摘していることであるが、リサイクル法をもっと明確にし、製造業者が容器包装を回収することを市条例として決めることが必要と思う。生ごみ堆肥化容器の購入補助を市としてやっているが、購入後はほったらかしにしているのではないか？ この際、収集業者が生ごみを収集し堆肥化する仕組みを作るべきと考える。旧京北町の地区で「堆肥があればいくらでもいただく」という声も聞く。そうしたところと連携することも検討して欲しい。環境局だけでなく、産業局や農林部と連携してやって欲しい。こうした先々のことも踏まえた、将来性のある計画にして欲しい。

(事務局)

生ごみ堆肥化容器補助についてはアンケート調査を実施している。ほとんどの人が現在も使用し、ごみ減量効果があったと回答している。市域全体から出てくる生ごみや間伐材・下水処理汚泥等のバイオマスをいかに活用していくのかについて、農林部や下水道局とも協議中である。

京都市として明確な方針を出すべきとのご意見を頂戴した。本部会での議論を踏まえた審議会答申をいただくことになっている。それに基づいて市の方針を決定したい。

(高月部会長)

生ごみについては京都市の中で議論しているところである。酒井委員も参加している。方向性が見えてきた段階で、この部会でも報告したい。

(事務局)

今後のスケジュールはp24の通りであるが、必要に応じて部会の回数を増やすことも考えたい。

(高月部会長)

できれば次回に叩き台を出して欲しい。それを元に活発なご意見をたまわるようにしたい。

Ⅲ 閉会

次回部会は4月下旬を予定している。